



## 国際税務

# OECD CRS 関連情報

## OECD による自動的情報交換(AEOI)ポータルサイトの始動

2015 年 10 月 21 日

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: 以下「OECD」) は、かねてより予告していたとおり、2015 年 10 月 13 日に共通報告基準 (Common Reporting Standard: 以下「CRS」) 導入のための重要情報を集約した自動的情報交換 (Automatic Exchange of Information: 以下「AEOI」) ポータルサイト: <http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/> (OECD ウェブサイト(英語)) を立ち上げた。

AEOI ポータルサイトには、CRS の最新情報が今後とも掲示されるほか、参加国の納税者番号や居住者要件の詳細が掲示されており、日本の金融機関にとっても CRS 対応を行う上で有益な情報が多数含まれている。ここでは、AEOI ポータルサイトの概要や本サイト上入手可能な情報を記す。

### 1. 最新情報(WHAT'S NEW)

本サイトのトップページにおいて、CRS に関する最新情報が掲示されている。今後も、随時アップデートされるため、定期的に関覧することが推奨される。

現時点では、以下の情報が掲示されている。

#### 2015 年 10 月

- AEOI ポータルサイトの立上げ

#### 2015 年 8 月

- CRS 導入ハンドブックの公表
- 海外口座自主申告プログラム (Offshore Voluntary Disclosure Program: 以下「OVDP」) 第 2 版の公表
- CRS についてのよくある質問

### 2. これまでの経緯 (ABOUT AUTOMATIC EXCHANGE)

本サイトでは、CRS の策定過程、CRS 多国間協定 (Multilateral Competent Authority Agreement: 以下「MCAA」) の調印状況、CRS の円滑かつ統一的導入のための OECD および税の透明性および税務目的の情報交換に関するグローバルフォーラム (Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes: 以下「グローバルフォーラム」) による取組み等を時間の流れに沿って一覧することができる。

### 3. CRS (COMMON REPORTING STANDARD)

金融口座の自動的情報交換のための新国際基準 (Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters: 以下「新基準」) は、G20 の要請に応じて開発され、2014 年 7 月 15 日、OECD の議会において承認された。CRS への賛同国政府は、今後、新基準に基づき、国内法を整備し、金融機関から情報を入手し、毎年これを他国政府と自動交換することを要求する。

新基準は以下の 4 項目から構成される。

- CRS に基づく自動情報交換のための国際的な法の枠組みを定めたモデル協定 (Model Competent Authority Agreement: 以下「CAA」)
- CRS
- CAA および CRS のコメンタリー (解説書)
- CRS XML スキーマ説明書

OECDは、CRS導入ハンドブックを公表しており、ここには政府および金融機関向けの実用的なガイダンスや CRS と FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)の相違点等が収録されている。また、OECDは、CRSに関するよくある質問の更新を随時行っている。さらに、本サイトにおいて CRS の全文を閲覧することができる。

#### 4. CRS 多国間協定 (INTERNATIONAL FRAMEWORK FOR THE CRS)

2014年10月29日、CRSに基づく自動的情報交換を多国間で可能とするMCAAに51カ国が調印した。現在ではその数は61カ国に上る。

本サイトではMCAA調印済み国および賛同国を含む参加国を一覧することができる。また、2016年上半以降、MCAAに基づき、2カ国間で自動情報交換のための関係が効果的に構築されているか否か、いつ構築されたかを本サイト上確認することが可能となる予定である。

#### 5. CRS の導入およびサポート (CRS IMPLEMENTATION AND ASSISTANCE)

##### (1) 各国における導入状況

CRS導入に当たって各国の法令および手引き等の概要および準備の進捗状況が、2015年10月下旬以降本サイトに掲示される予定である。

##### (2) 納税者番号および税務上の居住地情報

本サイトでは、納税者および金融機関のCRS上の義務履行のために各国が提供している納税者番号および税務上の居住地ルールを閲覧することができる。

##### (3) 導入のサポート

OECDおよびグローバルフォーラムは政府のCRS導入をサポートしている。上記のとおり、OECDは2015年8月にCRS導入ハンドブックおよびOVDPの第2版を公表した。

##### (4) テクニカルサポート

グローバルフォーラムは、そのメンバーのために次の3つのテクニカルサポートを提供している。

- 導入国向けトレーニングセミナー
- 直接的な助言

##### ➤ 発展途上国のためのパイロットプロジェクト

また、グローバルフォーラムのウェブサイトにてトレーニングセミナーのスケジュール等を検索できるイベントカレンダーを閲覧することができる。

#### 6. コミットメントおよびモニタリング制度 (COMMITMENT AND MONITORING PROCESS)

グローバルフォーラムが、CRSの導入およびモニタリングに関し、中心的な役割を担っている。グローバルフォーラムは、OECDにより、すべての国・地域が、税務問題における国際協力に係る同一の高い水準を遵守し、各国政府が共に租税回避を取締まり、防止することを実現するために設立され、現時点で127の国・地域が加入としている。

グローバルフォーラムが新基準の世界的導入の実現のためにやってきた3つの活動は、賛同国に宣誓を求めるコミットメント(Commitment)プロセス、監視(Monitoring and Review)プロセス、および導入サポート(Implementation Assistance)であり、本サイト上でそれぞれの活動の詳細を閲覧することができる。この中でも、監視プロセスとして、2018年以降、各国のCRS施行状況について詳細な検証が実施される予定であることが明記されており、注目される。監視プロセスは、グローバルフォーラムの下部組織として、2013年に設立されたAEOIグループにより、計画、実施される。なお、グローバルフォーラムによるサポートは、要請に応じた情報交換および自動情報交換の双方において提供される。

##### おわりに

日本においては、2015年度税制改正により、新たに「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、既に法令、施行令、施行規則が公表されている。CRSは、FATCAのモデル1をベースとしているため、多くの部分でFATCAの手續と整合性があるが、必ずしもすべて一致しているわけではなく、ギャップを洗い出し、FATCAで構築したコンプライアンスプログラムの修正が必要となる。今後、政府からガイダンスやQ&Aが公表されることが期待されるが、当面、微妙な解釈については、AEOIポータルサイトの情報が1つの判断材料になるものと考えられるので、積極的に活用されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターの一部は、下記のウェブサイトにてご覧いただくことが可能です。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務、QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。